

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(四件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課)…一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(同)…二
- 都市計画事業の認可……………(同)…二
- 建築基準法による道路位置の指定(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…三
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…八
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…一〇
- 告示 (海区漁調)
- 東京海区におけるうみがめの採捕の制限……………二
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…二
- 東京ウィメンズプラザの休館……………二

告示

……(生活文化局都民生活部東京ウィメンズプラザ)…三

○市街地再開発事業の施行……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…三

●東京都告示第二百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十一年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用
途地域

- 第一種中高層 変更する部分
- 住居専用地域 大田区東馬込二丁目地内
- 第一種住居地 削除する部分
- 品川区戸越六丁目地内
- 変更する部分
- 品川区戸越六丁目地内
- 追加する部分
- 品川区戸越六丁目地内
- 変更する部分
- 品川区戸越六丁目地内

近隣商業地域

- 追加する部分
- 品川区戸越六丁目地内
- 変更する部分
- 品川区戸越六丁目地内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに品川区役所及び大

田区役所

●東京都告示第二百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十一年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公
園

- 第五・五・二 追加する部分
- 十五号目黒公 品川区小山台二丁目地内
- 削除する部分
- 品川区小山台二丁目地内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに目黒区役所及び品
川区役所

●東京都告示第二百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十一年三月六日

一 東京都知事 小 池 百合子
 都市計画の種類
 都市計画を定める土地の区域
 多摩都市計画道路

三・一・六号 変更する部分
 南多摩尾根幹線
 多摩市聖ヶ丘五丁目、諏訪四丁目、諏訪五丁目、諏訪六丁目、永山四丁目、永山五丁目、永山六丁目、永山七丁目、貝取五丁目、豊ヶ丘六丁目、南野一丁目、南野二丁目、南野三丁目、落合四丁目、落合六丁目、鶴牧五丁目、鶴牧六丁目及び川崎市麻生区黒川各地内

二 関係図書の縦覧
 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)

●東京都告示第二百六十九号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画土地地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成三十一年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 東京都計画法
 地区画整理事業
 江戸川東部篠崎付近土地地区画整理事業
 削除する部分
 江戸川区南小岩一丁目、鹿骨三丁目、鹿骨四丁目、鹿骨五丁目、鹿骨六丁目、鹿骨町、東松本一丁目

二 関係図書の縦覧
 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十
 二階北側)

●東京都告示第二百七十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第千三百八十八号
 東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 大田区
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第五・四・四号洗足公園
 三 事業施行期間 平成二十六年十月七日から平成三十三年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分

平成二十六年東京都告示第千三百八十号の事業地のうち、大田区南千束二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第二百七十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 大田区
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第六・四・十
 三 事業施行期間 平成三十一年三月六日から平成三十三年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分
 大田区平和島四丁目地内
 使用の部分
 なし

●東京都告示第二百七十二号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月六日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成三十一年二月十五日
 狛江市駒井町一丁目九十四番六の一部
 延長 五・七四
 幅員 〇・五〇

●東京都告示第二百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

小金井市梶野町一丁目百六十三番十八及び百六十四番二十一の各一部

同右

同月十九日

狛江市元和泉一丁目二千二百四十一番二及び二千二百四十三番七の各一部

●東京都告示第二百七十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、多摩都市計画道路三・一・六号南多摩尾根幹線(多摩市聖ヶ丘五丁目〜南野三丁目間)建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第

五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

多摩都市計画道路三・一・六号南多摩尾根幹線(多摩市聖ヶ丘五丁目〜南野三丁目間)建設事業

道路の改築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、多摩都市計画道路三・一・六号南多摩尾根幹線のうち、多摩市聖ヶ丘五丁目地内を起点とし、同市南野三丁目地内を終点とする延長約五・五キロメートルの区間において、平面構造及び橋りょう構造により、本線往復四車線の道路を整備するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成三十一年三月六日から同月二十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

(三) 場所

午前九時三十分から午後四時三十分まで

ア 多摩市環境部環境政策課

多摩市関戸六丁目十二番地一

イ 稲城市市民部環境課

稲城市東長沼二千百一十一番地

ウ 町田市環境資源部環境保全課

町田市森野二丁目二番二十二号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容及び地域の概況を考慮し、「環境影響評価の項目」で選定した大気汚染、騒音・振動、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について、「環境に及ぼす影響の内容及び程度並びに評価」において、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測及び評価を行いました。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)から表1(8)に示すとおりです。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

Table with 2 columns: 予測評価項目・予測事項 and 評価の結論. Rows include 大気汚染, 騒音・振動, and 騒音・振動. Each row contains detailed descriptions of construction activities and their environmental impact assessments.

※1) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、日平均値の年間98%値(年間における1日平均値のうち低い方から98%に当たる値)が0.06ppm以下の場合、環境基準が達成されたと評価します。
※2) 1時間値の1日平均値が0.10mg/m以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m以下、日平均値の年間2%除外値(年間における1日平均値のうち低い方から2%に当たる値)が0.10mg/m以下の場合、環境基準が達成されたと評価します。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

Table with 2 columns: 予測評価項目・予測事項 and 評価の結論. Rows include 騒音・振動 and 騒音・振動. Each row contains detailed descriptions of construction activities and their environmental impact assessments.

※1) 低周波音圧レベルについては、法令等による基準が示されていないことから、評価の指標を「大部分の地域住民が日常生活において支障を感じない」とされる程度とし、ISO-196(平成7年 国際標準化機構、低周波音の心理的・生理的影響の評価特性)による「平均的な被験者が知覚できない」レベル(1000dB)を参考として評価しました。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測評価項目・子測事項		評価の結論	
【工事の完了後】 計画道路の存在に伴う生物・生態系の変化の程度	植物相及び植物群落 動物相及び動物群集	「植物相及び植物群落」の観点では、子測地域において、注目される植物であるホンモンジュンク、キンロンジ及び注目される植物群落のクヌギ・コナラ群落を確認しましたが、計画道路の改変部これらの植物及び植物群落の生育はありませぬ。また、ホンモンジュンク及びキンロンジの生育環境である樹林の改変部は、植栽由来のモウソウチク・マダケ植林の一部(約0.13ha、植物群落面積の約3.0%)等にとどまり、クヌギ・コナラ群落の改変は無く、改変部の周辺には現況と同様な環境の樹林が現存します。 以上のことから、影響は小さいと予測しました。	「動物相及び動物群集」の観点では、子測地域において、注目される種として鳥類4目7科8種、ほ虫類1目4科5種、両生類1目3科3種、昆虫類6目9科10種を確認しました。動物の生息基盤としては、樹林、草地、湿生地があり、計画道路の改変部によって、子測地域の樹林の約0.13ha(約0.9%)、草地の約0.18ha(約1.2%)が減少しますが、改変部の周辺には現況と同様な環境の樹林や草地が現存します。 以上のことから、影響は小さいと予測しました。
生物・生態系	環境 生息(物)	「生息(育)環境」の観点では、子測地域の動物・植物の生息(育)環境に関して、植生の現況は、クヌギ・コナラ群落、モウソウチク・マダケ植林、ススキ群落、セイタカアワダチソウ群落、メヒシバ、エンコロンコ群落、畑及び植栽樹群等となっています。また、計画道路の北側等には、市街地が広がっています。計画道路の改変部に分布する植物群落は、植栽由来のモウソウチク・マダケ植林の一部や、外来種の混生するススキ群落及びセイタカアワダチソウ群落等の人為的な影響が強い植生です。改変により全てが消失する植生は無く、また、クヌギ・コナラ群落の改変は無く、工事の完了後も周辺に同様な環境が残存します。 以上のことから、影響は小さいと予測しました。	「緑の量」の観点では、子測地域における緑地面積は、現況の約3.32haから、工事完了後の約24.45万㎡から工事完了後の約23.31万㎡と、約1.14万㎡(約4.7%)減少しますが、車道の両側に植樹帯(高木・低木)を設置する等、緑の量の確保に努めます。 以上のことから、影響は小さいと予測しました。
生態系	緑の量	「生態系」の観点では、子測地域において、現況の環境類型は、樹林が約8.87ha、草地が約3.88haとなっています。工事完了後は、樹林が約8.74ha(0.13ha減少)、草地が約3.70ha(0.18ha減少)となります。湿生地は計画道路から離れており改変されませぬ。改変部の周辺には、現況と同様な環境の樹林や草地が現存します。また、子測地域は、計画道路の南側に広がる緑の分布の中では、北端の小規模な範囲で、計画道路による改変が周辺の緑との連続性等へ及ぼす影響は小さく限定的です。さらに、車道の両側に植樹帯(高木・低木)を設置する等、計画道路の縦断方向の緑のネットワークの保全に努めます。 以上のことから、影響は小さいと予測しました。	以上の複数の観点から、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測評価項目・子測事項		評価の結論	
【工事の完了後】 計画道路の橋梁構造の存在による日影の状況の変化の程度	日影	計画道路の府中町田線(鎌倉街道)との交差部の橋梁構造(取付部を含む。以下「橋梁構造」といいます。)周辺における冬至の日時刻別日影線は、午前8時に計画道路境界北側において最大で約5mを超えますが、この部分は主に府中町田線(鎌倉街道)との交差部です。他の時刻では全て計画道路内でのみ生じて予測しました。 計画道路の橋梁構造の存在による影響が及ぶ居住地域の評価の指標である5時間の等時間日影線は、計画道路内となる橋梁構造の端部から北側約9mの範囲で生じて予測しました。また、1時間ごとに等時間日影線も併せて予測した結果、1時間の等時間日影線に至る全ての等時間日影線が計画道路内でのみ生じて予測しました。「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和55年2月23日付建設省計用発第4号)に示されている準住居地域での基準である陰時間5時間未満を満足します。	地上デジタル放送の遮蔽障害は、橋梁構造周辺において、東京スカイツリー一送信所及び東京タワー送信所からの放送が橋梁構造の南側に最大約10m、TV放送所からの放送が橋梁構造の北側に最大10mの範囲で発生すると予測しました。どちらの障害範囲も計画道路の敷地境界内にとどまりません。また、永山中継局は、橋梁構造の南側に最大約70m(計画道路外の南側に最大約50m)の範囲で遮蔽障害が発生すると予測しましたが、その範囲は既存道路や駐車場等にとどまりません。衛星放送の遮蔽障害は橋梁構造から最大約10mの範囲であり、計画道路敷地内にとどまります。 なお、反射障害については、地上デジタル放送及び衛星放送ともに、画像障害を及ぼすことはないと予測しました。 橋梁構造及びその周辺でテレビ電波の受信障害が発生した場合は、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和54年10月12日付建設省計用発第35号)で定める基準に基づき、適切に対処します。 以上のことから、評価の指標とした「橋梁構造の存在によるテレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足します。
【工事の完了後】 計画道路の橋梁構造の存在によるテレビ電波の遮蔽障害	電波障害		

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測評価項目・子測事項	評価の結論
<p>【工事の完了後】 計画道路の存在に伴う主要な景観の構成要素の程度及びその変化による景観の特性の変化の程度</p>	<p>「標準区間」の計画道路の存在に伴う、主要な景観の構成要素の程度及びその変化による景観の特性の変化の程度については、事業の実施に伴い、現況の在りて2車線道路が4車線道路となり、橋梁構造が出現し、主要な景観構成要素である「多摩よこやまの道」（以下「よこやまの道」）及び地域景観を構成する樹林地帯は改変されません。また、既存の街路樹を可能な限り保全するとともに、計画道路の車道の両側に植樹帯を設け、周辺の緑との連続性を確保します。さらに、多摩市都市計画マスタープラン（平成25年6月改定）に基づき、周辺と調和した街並みの形成を促進する多摩市の都市軸として、景観形成に努めます。これらの程度は小さいと予測しました。</p> <p>「橋梁区間」の計画道路の存在に伴う、主要な景観の構成要素の程度及びその変化による景観の特性の変化の程度については、事業の実施に伴い、現況の在りて2車線道路が4車線道路となり、主要な景観構成要素である「よこやまの道」が改変されること、また、多摩市都市計画マスタープランに基づき、周辺の緑との連続性を確保し、街並みの形成を促進する多摩市の都市軸として、景観形成に努めます。これらの程度は小さいと予測しました。</p>
<p>【工事の完了後】 計画道路の存在に伴う主要な景観の構成要素の程度及びその変化による景観の特性の変化の程度</p>	<p>「標準区間」の計画道路の存在に伴う、主要な景観の構成要素の程度及びその変化による景観の特性の変化の程度については、事業の実施に伴い、現況の在りて2車線道路が4車線道路となり、主要な景観構成要素である「よこやまの道」が改変されること、また、多摩市都市計画マスタープランに基づき、周辺の緑との連続性を確保し、街並みの形成を促進する多摩市の都市軸として、景観形成に努めます。これらの程度は小さいと予測しました。</p> <p>「橋梁区間」の計画道路の存在に伴う、主要な景観の構成要素の程度及びその変化による景観の特性の変化の程度については、事業の実施に伴い、現況の在りて2車線道路が4車線道路となり、主要な景観構成要素である「よこやまの道」が改変されること、また、多摩市都市計画マスタープランに基づき、周辺の緑との連続性を確保し、街並みの形成を促進する多摩市の都市軸として、景観形成に努めます。これらの程度は小さいと予測しました。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測評価項目・子測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度</p>	<p>工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度として、計画道路は、「標準区間」では周知の埋蔵文化財包蔵地である「多摩ニュータウンNo.44、No.56、No.61、No.762遺跡」の4か所を通過するほか「多摩ニュータウンNo.87遺跡」の1か所に近接します。また、「諏訪・永山地区間」では「多摩ニュータウンNo.46、No.47、No.790遺跡、麻生区No.1031の4か所の埋蔵文化財を通過するほか「多摩ニュータウン」遺跡No.7899遺跡及び麻生区No.137、黒川地区No.13遺跡」の2か所に近接します。</p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第28号）又は神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第18号）に基づき、必要に応じて協議を関係教育委員会等が行う等の適切な措置を講じます。なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに関係教育委員会に報告し、関係法令に基づき適切な処置を講じます。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「文化財保護法等に定める規定を遵守すること」を満足します。</p>
<p>【工事の施行中】 工事の施行に伴う自然との触れ合い活動の場（場、機能及び利用経路）への影響</p>	<p>諏訪・永山地区間の改変部における、工事の施行に伴う自然との触れ合い活動の場（場、機能及び利用経路）への影響については、工事の施行中は、改変部において利用者の安全に配慮した「よこやまの道」の迂回路を確保します。また、改変部外の「防人見返りの峠」等は、現状のまま改変されません。</p> <p>「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」については、「よこやまの道」の一部が改変されますが、改変部には利用者の安全に配慮した迂回路を確保することから、「自然との触れ合い活動の場」の消滅はありません。また、改変の程度については、「よこやまの道」の延長約10kmに對して100m程度であること、及び迂回路の確保により、影響は小さいと予測した。したがって、工事の施行に伴う「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」への影響は小さいと予測しました。なお、「よこやまの道」への影響が小さいことから、「よこやまの道」が含まれる「多摩・三浦丘陵広域連携トライアル」への影響も小さいと予測しました。</p> <p>「自然との触れ合い活動の場の持つ機能」については、工事の施行中には、改変部を利用者の安全に配慮した迂回路を確保すること、及び改変部外の「防人見返りの峠」等は改変されないことから、散策、ランニング、自転車及び大の散歩等の利用は可能であり、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能」の変化の程度」への影響は小さいと予測しました。</p> <p>改変部周辺の埋蔵文化財（参照）に示すとおり、改変部の東側の利用経路については、図8-9-3(361ページ参照)に示すとおり、改変部の東側の利用経路が、改変部の既設擁壁から利用経路及び改変部より西側の利用経路が、迂回路及び改変部の東側から利用経路を確保すること、改変部より西側の利用経路は改変されないことから、工事の施行に伴う「自然との触れ合い活動の場」での利用経路に与える影響は小さいと予測しました。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした、「工事の施行中における「自然との触れ合い活動の場」に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子割評価項目・子割事項	評価の結論
<p>【工事の完了後】に伴う自然との触れ合い活動の場(場、機能及び利用経路)への影響</p>	<p>「自然との触れ合い活動の場(場、機能及び利用経路)への影響」について、工事の完了後は計画道路の南端部に「よこやまの道」の代替路を約100m整備します。代替路には土舗装を行うとともに、景観に配慮した柵を設置します。また、改変部外は「防人員返りの柵」等は、現状のまま改変されません。「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」については、「よこやまの道」の一部が改変されますが、改変部には代替路を整備することから、「自然との触れ合い活動の場」の消滅はありません。また、改変の程度としては、「よこやまの道」の延長約10kmに対して100m程度であること、及び代替路には土舗装や景観に配慮した柵を設置することから、影響は小さいと予測しました。したがって、工事の完了後の「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」への影響は小さいと予測しました。なお、「よこやまの道」への影響も小さいと予測しました。</p> <p>「自然との触れ合い活動の場」について、工事の完了後は、改変部に土舗装や景観に配慮した柵を設置した代替路を整備すること、及び改変部外は「防人員返りの柵」等は改変されませんこと、散策、ランニング、自転車及び犬の散歩等の利用は可能であり、「自然との触れ合い活動の場」の持つ機能の変化の程度は小さいと予測しました。</p> <p>計画道路から「自然との触れ合い活動の場」までの利用経路については、図8.9.3(381ページ参照)に示すとおり、改変部の東側の利用経路、改変部の既設擁壁からの利用経路及び改変部より西側の利用経路があります。これらのうち、改変部の既設擁壁からの利用経路はなくりますが、代替路及び東側からの利用経路を整備すること、及び改変部より西側の利用経路は改変されないことから、工事の施行に伴う「自然との触れ合い活動の場」での利用経路に与える影響の程度は小さいと予測しました。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「工事の完了後における「自然との触れ合い活動の場」に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子割評価項目・子割事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】塵埃及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法</p>	<p>「標準区間」の工事の施行に伴う、建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、撤去路盤)は合計約17,740m³、再資源化率を99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月、東京都都市整備局)の目標値(再資源化率99%以上)を達成できます。建設発生土は約115,240m³、有効利用率を99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率99%以上)を達成できます。</p> <p>「鶴牧区間」の工事の施行に伴う、建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、撤去路盤)は合計約3,510m³、再資源化率を99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率99%以上)を達成できます。建設発生土は約500,490m³、有効利用率を99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率99%以上)を達成できます。</p> <p>「諏訪・永山区分間」の工事の施行に伴う、建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、撤去路盤)は合計約5,930m³、再資源化率を99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率99%以上)を達成できます。建設発生土は約138,390m³、有効利用率を99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率99%以上)を達成できます。</p> <p>「計画道路」全体の工事の施行に伴う、建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、撤去路盤)は合計約27,170m³、再資源化率を99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率99%以上)を達成できます。建設発生土は約274,120m³、有効利用率を99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率99%以上)を達成できます。カートルール等の鉄製金属は約1,00tと予測し、再資源化に努めることから、目標値(再資源化率99%以上)を達成できます。</p> <p>計画道路では、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化・再利用することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、及び東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。有効利用が困難な建設発生土が発生した場合は、受入先の受入基準を確認し、発生土地分場に搬出します。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足します。</p>

●東京都告示第二百七十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千二百八
七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成三十一年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

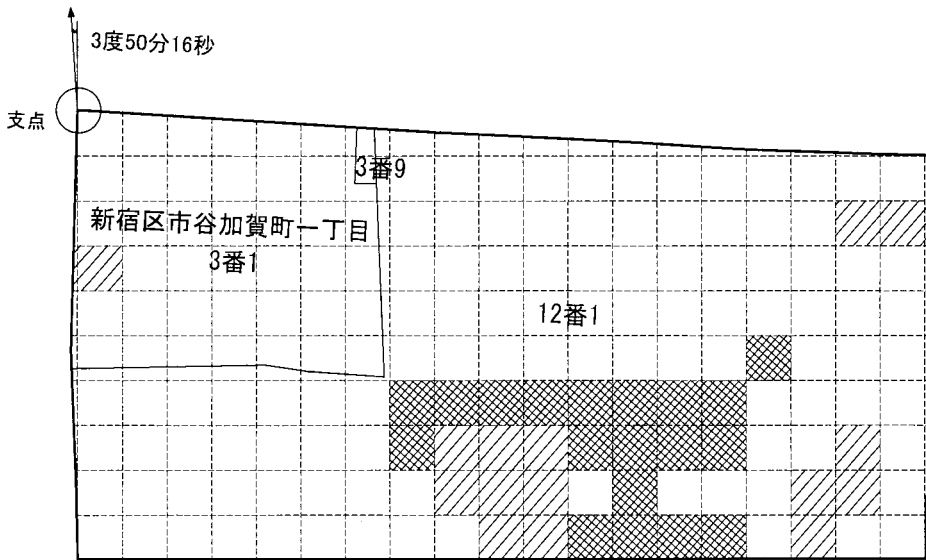
一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区市谷加賀
町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム
化合物並びに鉛及びその化合物

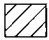

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1287号により指定した区域)
-  指定を解除する区域

【支点】

支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度(3度50分16秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十六号

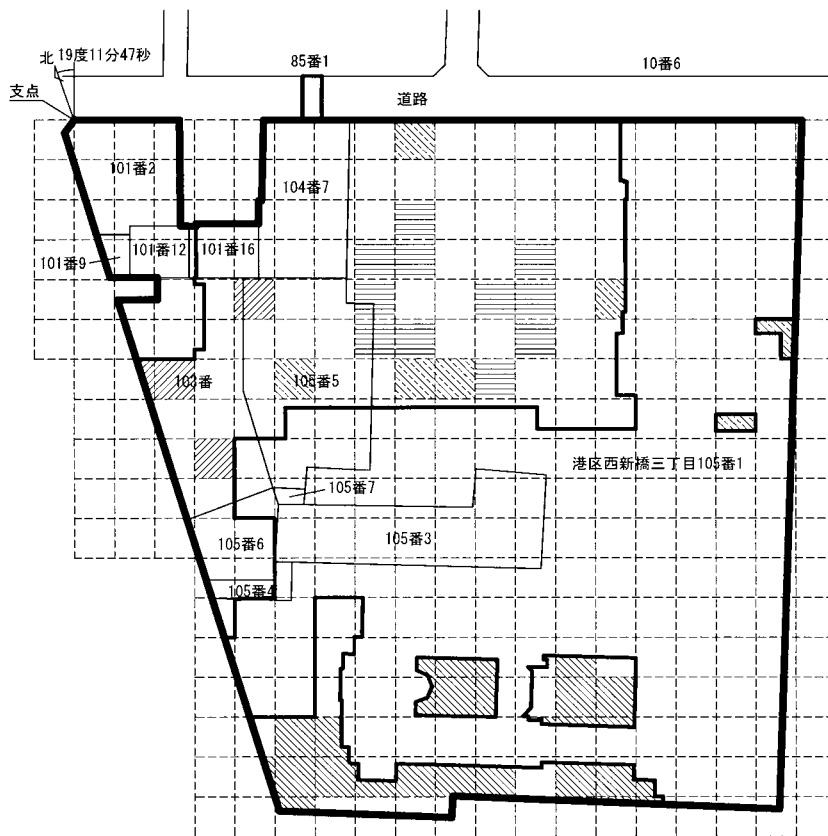
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百十九号及び平成二十九年東京都告示第八百五十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区西新橋三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象範囲
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1851号により指定した区域)
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1449号により指定した区域)
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第819号により指定した区域)

【支點】

支點は、港区西新橋三丁目101番2の最北端とする。

【格子の回転角度(19度11分47秒)】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成三十一年三月六日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道台東川口線

二 指定する区間

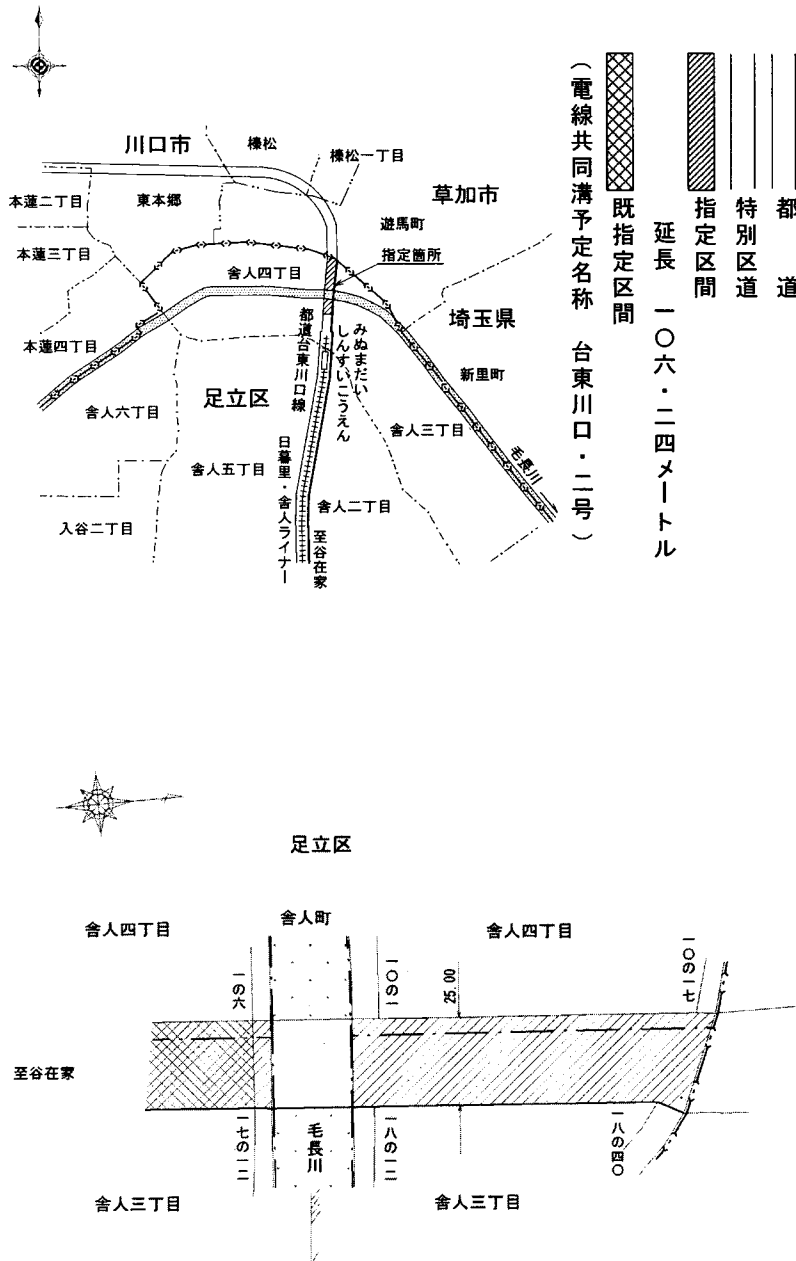
足立区舎人三丁目十七番十二地先から
同区舎人四丁目十番十七地先まで

三 指定の概要

別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道台東川口線
足立区舎人三丁目、舎人四丁目



告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第四号

東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十一年三月六日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の制限)

一 東京海区（東京都内湾海域を除く。）において、うみがめ科のあかうみがめ（卵を含む。）及びたいまい（卵を含む。）（以下これらを「うみがめ」という。）を採捕してはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。

(採捕の承認)

二 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象となる者

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

- ア 試験又は研究の用に供する者
- イ 増殖の用に供する者
- ウ 委員会が特に認めたる者

(二) 雌がめの採捕禁止

(一)ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

(三) 承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委員会が交付した承認書を所持しなければならない。

(四) 採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後三十日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(五) 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(六) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。（指示の有効期間）

三 この指示の有効期間は、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までとする。

公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。
平成三十一年三月六日

一 名称 東京都知事 小 池 百合子

特定非営利活動法人 Ashita

二 代表者の氏名 植田 雅子

三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿南二丁目二十六番一七〇二号

一 名称

認定特定非営利活動法人 Teach For Japan

二 代表者の氏名 松田 悠介

三 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋六丁目十八番三号 中村ビル四階

一 名称

特定非営利活動法人国際インフラパートナーズ

二 代表者の氏名 中尾 忠彦

三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目二十一番地 ちよだプラットフォームスクウェア一二六六

一 名称

特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター

二 代表者の氏名 今井 高樹

三 主たる事務所の所在地 東京都台東区上野五丁目三番四号

<p>一 名称 特定非営利活動法人環境文明二十一 代表者の氏名 藤村 コノエ</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都大田区田園調布二丁目二十四番二十三ー三〇一 号</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ</p> <p>二 代表者の氏名 山口 浩利</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TK ビル六階</p> <p>東京ウイメンズプラザの休館について 東京ウイメンズプラザ条例(平成七年東京都条例第二十 号)第三条ただし書の規定により、東京ウイメンズプラザ を次のとおり臨時休館する。 平成三十一年三月六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 平成三十一年四月十七日、同年五月十五日、同 年六月十九日、同年七月十七日、同月二十一日、 平成三十一年八月二十一日、同年九月十八日、 同年十月十六日、同年十一月二十日、同年十二 月十八日、平成三十二年一月十五日、同年二月 十九日及び同年三月十八日</p>
---	---

<p>二 理由 施設等の整備及び保守点検のため</p> <p>都市計画市街地再開発事業の施行について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規 定により、次のとおり公告する。 平成三十一年三月六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 都市計画事業の種類及び び名称 東京都市計画事業泉岳寺駅地 区第二種市街地再開発事業</p> <p>二 施行者の名称 東京都</p> <p>三 事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所</p> <p>四 施行地区の所在 港区高輪二丁目、同区芝浦四 丁目及び同区港南二丁目の各 一部</p>
--

<p>発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)</p> <p>郵便番号 163-8001</p> <p>定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)</p> <p>印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)</p> <p>郵便番号 113-0001</p>
--